

見積合わせのお知らせ

次のとおり物品の売払いに係る見積合わせを実施しますので、参加希望者を公募します。

令和 7 年 8 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

第 1 見積に関する事項

1	件 名	使用済みGIGAスクール端末等の引渡し
2	引渡し対象品等	仕様書のとおり
3	引 渡 し 場 所	仕様書のとおり
4	契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
5	見積参加要件	(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、秋田県を含んでいるものに限る。）を受けている者であること。 (2) 秋田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。 (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。 (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
6	見積参加申込	
	申込期間	令和 7 年 8 月 19 日(火)から 9 月 1 日(月)まで 午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 4 時まで 受付最終日の受付時間は、午前 9 時から午前 11 時まで (ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)
	申込場所	秋田市教育委員会学事課 学事担当 E-mail : ro-edsw@city.akita.lg.jp
7	指名(非指名)通知	令和 7 年 9 月 4 日(木)までに E-mail で通知
8	見積合わせ	
	受付期間	指名通知日から令和 7 年 9 月 16 日(火)まで 午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 4 時まで 受付最終日の受付時間は、午前 9 時から午前 11 時まで (ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)
	受付場所	秋田市教育委員会学事課 学事担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市庁舎 5 階
9	契 約 日	令和 7 年 9 月 22 日(月)予定
10	契 約 保 証 金	免除

第2 注意事項

1 見積参加申込について

- (1) 見積合わせに参加を希望する者（以下「見積参加希望者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、見積参加資格の審査を受けること。

ア 見積合わせ参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 登記事項証明書（写）

所轄の法務局で直近3か月以内に発行されたものを提出すること。

エ 認定証（写）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者であることがわかる認定証を提出すること。

オ 破壊方式を確認できる資料（パンフレット可）

引渡し対象品を破壊する方式等について、確認できるパンフレットなど仕様が確認できる資料を提出すること。

- (2) 申込書等は、PDFに変換のうえ電子メールで提出し、到達の有無を電話で確認すること。なお、前号オの破壊方式を確認できる資料については、別途郵送することも可能とするが、参加申込期間を過ぎて学事課学事担当に届いた場合は、指名しないものとする。

- (3) 申込書等の様式は、秋田市ホームページから入手すること。

2 指名について

- (1) 見積参加希望者のうち、見積参加要件を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知は、電子メールで行う。

3 見積合わせについて

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）および秋田市財務規則（平成9年規則第37号）を遵守のうえ、見積合わせに参加すること。

- (2) 見積書（様式3）には、買取希望金額の総額を記載すること。なお、消費税および地方消費税に係る課税・免除事業者であるか否かを問わず、見積もった買取希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- (3) 引渡し場所からの積込み、運搬および取卸に要する費用、仕様書に定める処分方法に係る費用等を考慮のうえ、見積もりすること。

- (4) 見積書を封筒に入れ、封緘のうえ、件名および見積者の名称を表記し、持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は、二重封筒とし、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスなど配達記録が残り、受領確認ができる方法とすること。

受付期間を過ぎて学事課学事担当に届いたものについては、無効とする。

- (5) 落札者の決定は、見積書の受付期間終了後、直ちに最高価格落札方式をもって行い、予定価格以上で最高価格の見積を提示した者を契約の相手方（落札者）

とし、開札処理の終了後に電子メールで結果を通知する。

- (6) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（小数点下切り捨て）を落札価格とする。
- (7) 見積合わせの回数は、1 回とする。落札者がいない場合には、最高価格を提示した者との随意契約に移行する。
- (8) 落札となるべき同価の見積をした者が複数あった場合は、くじ引きを実施し落札者を決定する。くじ引きを実施する場合は、対象者へ電話等で日時等について連絡するので、当日、くじ引き参加者は、本人確認できるもの（運転免許証など）を持参すること。また、代表者本人以外が参加する場合は、委任状（様式 4）も持参すること。

なお、当該参加者がくじ引き日時までに来庁しない場合や持参書類の不備によりくじ引きに参加できない場合は、当該参加者に代わり、当該事務に関係のない本市職員がくじを引くものとする。

第 3 その他

- 1 申込書の作成等見積合わせに係る費用は、申込者の負担とする。
- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 見積参加要件の（4）については、参加申込期限日から落札決定日までの間において、該当する場合に適用することに留意すること。

4 問合せ先

秋田市教育委員会学事課 学事担当

電 話 018-888-5806（直通）

E-mail ro-edsw@city.akita.lg.jp